

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	琵琶湖市民清掃ごみ収集運搬業務①
委託業務場所	大津市北小松 ほか
概要	琵琶湖市民清掃で排出されるごみ等の収集運搬業務 【収集区域】 小松、木戸、小野、和邇
契約期間	令和 5 年 6 月 1 3 日 から 令和 5 年 8 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 5 年 6 月 1 3 日
契約金額	1, 4 2 5, 0 0 0 円
契約の相手方	[所在地] 大津市小野 2 2 3 番地の 4 [名 称] 株式会社志賀衛生社
契約相手方の選定理由	本委託業務では、琵琶湖市民清掃に伴い市内各地域で排出される多量多質のごみを、種類ごとに適正に収集し、限られた時間内に各処理施設へ運搬する必要がある。 当該選定業者は、ごみの収集運搬に必要な車両等の設備を保有し、また、当該収集区域において家庭系一般廃棄物の収集運搬業務に長年従事し、ごみの分別や区域内の集積所、道路網を熟知しており、効率的かつ安全、円滑に業務を遂行することができる唯一の事業者であるため。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。  
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	琵琶湖市民清掃ごみ収集運搬業務②
委託業務場所	大津市葛川梅ノ木町 ほか
概要	琵琶湖市民清掃で排出されるごみ等の収集運搬業務 【収集区域】 葛川、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里、雄琴、日吉台、坂本、下阪本、山中比叡平、唐崎、藤尾、滋賀、長等（一部）
契約期間	令和 5 年 6 月 1 3 日 から 令和 5 年 8 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 5 年 6 月 1 3 日
契約金額	5, 3 1 4, 9 6 6 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市本堅田六丁目 2 4 番 1 6 号 〔名 称〕 株式会社大津衛生社
契約相手方の選定理由	本委託業務では、琵琶湖市民清掃に伴い市内各地域で排出される多量多質のごみを、種類ごとに適正に収集し、限られた時間内に各処理施設へ運搬する必要がある。 当該選定業者は、ごみの収集運搬に必要な車両等の設備を保有し、また、当該収集区域において家庭系一般廃棄物の収集運搬業務に長年従事し、ごみの分別や区域内の集積所、道路網を熟知しており、効率的かつ安全、円滑に業務を遂行することができる唯一の事業者であるため。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。  
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

(様式第 2 号)

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	琵琶湖市民清掃ごみ収集運搬業務③
委託業務場所	大津市逢坂一丁目 ほか
概要	琵琶湖市民清掃で排出されるごみ等の収集運搬業務 【収集区域】 逢坂、長等（一部）、中央、平野、膳所、富士見、晴嵐、石山、南郷
契約期間	令和 5 年 6 月 1 3 日 から 令和 5 年 8 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 5 年 6 月 1 3 日
契約金額	4, 1 4 7, 0 0 0 円
契約の相手方	[所在地] 大津市大石中六丁目 2 番 2 0 号 [名 称] 株式会社タケノウチ
契約相手方の選定理由	本委託業務では、琵琶湖市民清掃に伴い市内各地域で排出される多量多質のごみを、種類ごとに適正に収集し、限られた時間内に各処理施設へ運搬する必要がある。 当該選定業者は、ごみの収集運搬に必要な車両等の設備を保有し、また、当該収集区域において家庭系一般廃棄物の収集運搬業務に長年従事し、ごみの分別や区域内の集積所、道路網を熟知しており、効率的かつ安全、円滑に業務を遂行することができる唯一の事業者であるため。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。  
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	琵琶湖市民清掃ごみ収集運搬業務④
委託業務場所	大津市大石曾束町 ほか
概要	琵琶湖市民清掃で排出されるごみ等の収集運搬業務 【収集区域】 大石、田上、上田上、青山、瀬田、瀬田南、瀬田東、瀬田北
契約期間	令和 5 年 6 月 1 3 日 から 令和 5 年 8 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 5 年 6 月 1 3 日
契約金額	3, 6 3 0, 0 0 0 円
契約の相手方	[所在地] 大津市大江二丁目 1 番 8 号 共立ビル 2 - A [名称] 大五産業株式会社 大津支店
契約相手方の選定理由	本委託業務では、琵琶湖市民清掃に伴い市内各地域で排出される多量多質のごみを、種類ごとに適正に収集し、限られた時間内に各処理施設へ運搬する必要がある。 当該選定業者は、ごみの収集運搬に必要な車両等の設備を保有し、また、当該収集区域において家庭系一般廃棄物の収集運搬業務に長年従事し、ごみの分別や区域内の集積所、道路網を熟知しており、効率的かつ安全、円滑に業務を遂行することができる唯一の事業者であるため。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。  
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。